

添付法令資料 1 :

韓国勤労者職業能力開発法（目次）

2019年4月30日法律第16413号により一部改正 同日施行

第1章	総則（第1条ないし第11条の5）
第2章	勤労者の自律的な職業能力開発支援等（第12条ないし第19条）
第3章	事業主等の職業能力開発事業支援等（第20条ないし第26条）
第4章	職業能力開発訓練法人、職業能力開発訓練施設及び職業能力開発訓練教師等（第27条ないし第38条）
第5章	技能大学及び技術教育大学等（第39条ないし第52条の2）
第6章	職業能力開発事業の評価及び不正行為の制裁等（第53条ないし第57条）
第7章	補則及び罰則（第58条ないし第63条）
附則	